

当座勘定規定(パーソナルチェック用)

スルガ銀行 株式会社

第1条(当座勘定への受入れ)

- ① 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受け入れます。
- ② 小切手要件、手形要件の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。
- ③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- ④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第2条(証券類の受入れ)

- ① 証券類を受け入れた場合には、当店で取り立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- ② 当店を支払場所とする証券類を受け入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第3条(本人振込み)

- ① 当社の他の本支店又は他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当社で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。また、証券類による振込みについても、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- ② 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第4条(第三者振込み)

- ① 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取り扱います。
- ② 第三者が当社の他の本支店又は他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取り扱います。

第5条(受入証券類の不渡り)

- ① 前三条によって証券類による受入れ又は振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を預金者に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引き落とし、預金者からの請求があり次第その証券類は受け入れた店舗、又は振込みを受け付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、預金者を通じて返却することもできます。
- ② 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第6条(小切手、手形の金額の取扱い)

小切手、手形を受入れ又は支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。

第7条(小切手、手形の支払)

- ① 小切手が支払のために呈示された場合、又は手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形又は引き受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。
- ② 小切手又は手形の支払の委託を取り消す場合には、振出し又は引受け名義のいかんにかかわらず、預金者又は代理人のいずれからでも届け出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。
- ③ 当座勘定の払戻しの場合には、預金者又は代理人が自己の名義で振出した小切手または当座預金お引き出し伝票を使用してください。

第8条(小切手、手形用紙)

- ① 当社を支払人とする小切手を振り出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振り出す場合も同様とします。
- ② 当店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- ③ 前二項以外の小切手又は手形については、当社はその支払をしません。
- ④ 小切手用紙、手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

第9条(支払の範囲)

- ① 呈示された小切手、手形等の金額が当座勘定の支払資金を超える場合には、当社は、その支払

義務を負いません。

- ② 呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時まで当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。なお、15 時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当社は責任を負わないものとします。
- ③ 小切手、手形の金額の一部支払はしません。

第 10 条(支払の選択)

同日に数通の小切手、手形等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金を超えるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

第 11 条(過振り)

- ① 第9条第1項にかかわらず、当社の裁量により支払資金を超えて小切手、手形等の支払をした場合には、当社からの請求があり次第、直ちにその不足金を支払ってください。
- ② 前項の不足金に対する損害金の割合は年 14% (年 365 日の日割計算) とし、当社所定の方法によって計算します。
- ③ 第1項により当社が支払をした後に当座勘定に受け入れ又は振り込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- ④ 第1項による不足金、及び第2項による損害金の支払がない場合には、当社は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- ⑤ 第1項による不足金がある場合には、預金者から当座勘定に受け入れ又は振り込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第 12 条(手数料等の引落し)

- ① 当社が受け取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引き落とすことができるものとします。
- ② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当社所定の手続をしてください。

第 13 条(支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求がある場合は、当社は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引き落とします。

第 14 条(印鑑、署名鑑の届出)

- ① 小切手、手形及び諸届書類は、必ず自署によることとし、その署名鑑は当社所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届け出てください。印鑑をあわせ使用される場合には、その印鑑を届け出てください。
- ② 代理人により取引をする場合には、預金者から代理人の氏名とその印鑑又は自署した署名鑑を前項と同様に届け出てください。

第 15 条(届出事項の変更)

- ① 印鑑の喪失、改印、小切手・手形・小切手用紙・約束手形用紙を失った場合、又は氏名、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届け出てください。
- ② 前項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- ③ 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、届出住所に対する当社からの通知若しくは送付する書類等が延着し又は到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 16 条(印鑑、署名鑑照合等)

- ① 小切手、手形又は諸届書類に捺印された印影、又は記載された署名を、届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、その小切手、手形、諸届書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
- ② 小切手、手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取り扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- ③ この規定及び別に定める小切手用法、手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

第 17 条(振出日、受取人記載漏れの小切手、手形)

- ① 小切手、手形を振り出し又は為替手形を引き受ける場合には、小切手要件、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手若しくは確定日払の手形で振出日の記載のないもの又は手形で受取人の記載のないものが呈示された場合は、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 18 条(線引小切手の取扱い)

- ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名捺印又は署名があるときは、その持参人に支払うことができますものとします。
- ② 前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第5項の規定による損害が生じても、当社はその責任を負いません。また、当社が第三者にその損害を賠償した場合には、預金者に求償できるものとします。
- ③ 代理人が自己の名義で振出したものについても前項と同様当社はその責任を負わず、また、預金者に求償できるものとします。

第 19 条(自己取引手形等の取扱い)

- ① 手形の裏書に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることができます。
- ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 20 条(利 息)

当座預金には利息をつけません。

第 21 条(残高の報告)

当座勘定の受払又は残高の照会があった場合には、当社所定の方法により報告します。

第 22 条(譲渡、質入れの禁止)

この当座預金、預金契約上の地位その他この取引に係る一切の権利は、譲渡又は質入れすることはできません。

第 23 条(反社会的勢力との取引拒絶)

この当座勘定は、第 25 条第2項第1号、第4号 A から F 及び第5号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 25 条第2項第1号、第4号 A から F 又は、第5号 A から E の一にでも該当する場合には、当社はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第 24 条(取引の制限等)

- ① 当社は、預金者の情報や具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報に変更があった場合は速やかに当社に届け出てください。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答、届出いただけない場合には、入金、払戻、各種手続等について、本規定に基づく取引の一部を制限することができます。
- ② 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻、各種手続等について、本規定に基づく取引の一部を制限することができます。
- ③ 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当社の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当社所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当社に届け出た在留期間を超過した場合は、入金、払戻、各種手続等について、本規定に基づく取引の一部を制限することができます。
- ④ 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、又は預金者の説明内容やその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻、各種手続等について本規定に基づく取引の一部を制限することができます。
- ⑤ 第1項から第4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合は、当社は当該取引の制限を解除します。

第 25 条(解約)

- ① この取引は、預金者の都合でいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は預金者の署名捺印又は署名した書面によるものとします。
- ② 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると当社が判断し、取引を継続することが不適切であると当社が判断する場合には、当社はこの取引を停止し、又は解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。

1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
2. この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められる場合
3. 第 24 条第1項から第4項までのいずれかの定めに基づく取引の制限が1年以上にわたり解消されない場合
4. 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員又は暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者
 - C. 暴力団準構成員

- D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
5. 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- ③ 当社は、長期間にわたりこの当座勘定の受払がない場合は、いつでもこの取引を解約することができます。
- ④ 当社が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着し又は到達しなかったときは、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- ⑤ 預金者が手形交換所の取引停止処分を受けたために、当社が解約するときには、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第 26 条(取引終了後の処理)

- ① この取引が終了した場合には、その終了前に振り出された小切手、約束手形又は引き受けられた為替手形であっても、当社は、その支払義務を負いません。
- ② 前項の場合には、未使用の小切手用紙、手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第 27 条(手形交換所規則による取扱い)

- ① この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- ② 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむを得ない事由により緊急措置が取られている場合には、第7条第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- ③ 前項の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 28 条(個人信用情報センターへの登録)

個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6ヵ月間)登録し、同センターの加盟会員及び同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

- 1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約された場合
- 2. 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- 3. 手形交換所の不渡報告に掲載された場合

第 29 条(保険事故発生時における預金者からの相殺)

- ① この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、又は第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- ② 前項により相殺するときの手続については、次によるものとします。
- 1. 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、小切手に届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合に、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務であるときには預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - 2. 前号の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當します。
 - 3. 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- ③ 第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
- ④ 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- ⑤ 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等

の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第 30 条(規定の変更)

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

以 上
(2024 年 4 月 1 日現在)

付則

第1条

2024 年 4 月 1 日より、当座勘定の新規受付を停止しております。

第2条

2024 年 4 月 1 日より、2027 年 4 月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受入を停止しております。

以上